

地域おこし協力隊募集業務委託

仕様書

七戸町 企画調整課

第1条 業務目的

七戸町では、まち・ひと・しごと創生第2期七戸町総合戦略（以下、総合戦略）において、【基本目標1】「七戸町に経済効果をもたらすしごと・雇用を創出する」を基本目標に掲げ、観光産業の推進、インバウンド観光の推進を目指している。

本業務は、総合戦略に基づき展開される各種施策等の有望な担い手として期待される地域おこし協力隊に係る募集業務を行うものである。

第2条 業務期間

契約の日から令和6年3月29日（金）まで

第3条 業務内容

次の（1）から（3）までの業務を行うものとする。

（1）募集戦略策定

次の事業を展開する上での「課題整理」、「課題解決手段の検討」、「求める人材像の明確化」を行い、募集戦略を策定すること。

事業内容

東八甲田家族旅行村を中心にアウトドア事業を企画・運営し、事業の拡大、収益化に向けた取り組みを一般社団法人しちのへ観光協会と共に行う。

アウトドア事業の例

ブッシュクラフト体験、木登り体験、キャンプ体験、セグウェイゴーカート体験、イグルー体験 等

（2）人材募集

上記（1）で策定された募集戦略に基づき人材紹介ネットワークや、地域人材募集に係る Web メディア等を活用し、募集活動を行うこと。なお、募集人数については2名とする。

（3）人材選考

上記（2）の募集活動により、七戸町の地域おこし協力隊へ応募者があった場合に、選考会を企画運営し七戸町の採用者選考に係る支援を行うこと。

第4条 契約及び支払方法

七戸町財務規則による。なお、「3.（3）人材選考」については、応募者が無く選考会を実施しない場合には、当該業務に要する委託料を控除する。

第5条 成果品

受託者は、以下の①から③までを成果品として納品すること。なお、本業務により作成した成果品（デザイン等含む。）に係る著作権等の一切の権利は七戸町に帰属する。

①業務完了報告書 2部

②上記電子データ 1式

③その他、本業務による成果物であって町が指定するもの

第6条 実施責任者及び実施体制

(1) 発注者側実施責任者及び実施体制

監督責任者：企画調整課 課長 金見 勝弘

実施担当者：企画調整課 主査 鳥谷部 啓徳

(2) 受注者側実施責任者及び実施体制

受託者は、円滑に業務を統括するため実施責任者を定め、その氏名、所属等を届け出ること。なお、実施責任者を変更する場合も同様とする。

第7条 提出書類

受注者は、次の書類を指定期日までに提出すること。

| No. | 提出書類 | 部数 | 提出期日 |
|-----|------|-------------|------|
| 1 | 成果品 | 「5.成果品」のとおり | 別途指示 |
| 2 | 請求書 | 1部 | 検収後 |

第8条 検収条件

受注者の実施した業務及び成果品について、本仕様書に定めたとおり実施されたと監督責任者が認めたことをもって、検収とする。

第9条 その他

(1) 適用範囲

本仕様書は、発注者・七戸町と受注者との間における地域おこし協力隊募集業務委託に適用するものとする。

(2) 法令等の遵守

本業務は、本仕様書による他、関係法令等に準拠して行うものとする。

(3) 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義について、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従い、業務を履行するものとする。

(4) 秘密保持

受注者は、本業務の履行上知り得た秘密は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の履行上得られた記録及び成果品等を委託者の許可なく第三者に貸与・閲覧・複写又は譲渡してはならない。

(5) 瑕疵担保

本業務の完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が明らかになった場合は、修正その他必要な処理を、発注者の指示に従い受託者の負担で速やかに行うものとする。

(6) 損害賠償

受注者が、本業務の履行中に生じた事故及び第三者に与えた事故・損害に対して一切の責任を負うものとし、万が一発生した場合は委託者に対し、その内容を速やかに報告し発注者の指示に従うものとする。